

特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
13	住宅管理関連事務 基礎項目評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

西海市は、公営住宅、改良住宅及び特定優良賃貸住宅の管理に関する事務における特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項	無し
------	----

評価実施機関名

西海市長

公表日

令和8年3月2日

I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	公営住宅、改良住宅及び特定優良賃貸住宅の管理に関する事務
②事務の概要	西海市では、公営住宅法及び住宅地区改良法に基づき、住宅困窮者に対し低廉な家賃で住宅の賃貸を行っている。また、特定優良賃貸住宅の供給の促進に関する法律に基づき中堅所得者に対して良質な賃貸住宅を提供している。 これらの管理に関する事務を番号法の規定に基づいて実施する。
③システムの名称	公営住宅システム 中間サーバー 団体内統合宛名システム 収納消込システム 口座システム
2. 特定個人情報ファイル名	
公営住宅管理情報ファイル	
3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	●番号法第9条第1項 別表 27の項 52の項 93の項 ●番号法別表の主務省令で定める事務を定める命令第18条、第26条、第46条の3
4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	
①実施の有無	<選択肢> [実施する] 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定
②法令上の根拠	●番号法第19条第8号(特定個人情報の提供の制限)及び別表 (別表における情報提供の根拠):無し(情報提供は行わない。) (別表における情報照会の根拠):番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表53の項、76の項、124の項
5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	西海市建設部住宅建築課
②所属長の役職名	課長
6. 他の評価実施機関	
7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
請求先	西海市 総務部 総務課 電話:0959-37-0011 住所:西海市大瀬戸町瀬戸榎浦郷2222番地
8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
連絡先	西海市 総務部 総務課 電話:0959-37-0011 住所:西海市大瀬戸町瀬戸榎浦郷2222番地
9. 規則第9条第2項の適用 []適用した	
適用した理由	

II しきい値判断項目

1. 対象人数	
評価対象の事務の対象人数は何人か	[1,000人以上1万人未満] <選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	令和7年12月4日 時点
2. 取扱者数	
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[500人未満] <選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	令和7年12月4日 時点
3. 重大事故	
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[発生なし] <選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし

III しきい値判断結果

しきい値判断結果
基礎項目評価の実施が義務付けられる

IV リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類		
[基礎項目評価書]		<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書 2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。
2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
3. 特定個人情報の使用		
目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託		[<input type="radio"/>]委託しない
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。)		[<input type="radio"/>]提供・移転しない
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続		[]接続しない(入手) [<input type="radio"/>]接続しない(提供)
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている

7. 特定個人情報の保管・消去		
特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
8. 人手を介在させる作業 [] 人手を介在させる作業はない		
人為的ミスが発生するリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
判断の根拠	システムを利用する必要がある職員を特定し、ユーザーIDによる識別と顔認証を実施することにより、システム上で利用可能な機能を制限し、不正利用が行えない対策を実施している。 上記のほか、特定個人情報を活用する際は、ダブルチェックを行うなど対策を講じている。	

9. 監査	
実施の有無	[<input type="radio"/>] 自己点検 [<input type="radio"/>] 内部監査 [<input type="checkbox"/>] 外部監査
10. 従業者に対する教育・啓発	
従業者に対する教育・啓発	[<input type="checkbox"/> 十分に行っている] <選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない
11. 最も優先度が高いと考えられる対策 [<input type="checkbox"/>] 全項目評価又は重点項目評価を実施する	
最も優先度が高いと考えられる対策	[9) 従業者に対する教育・啓発] <選択肢> 1) 目的外の入手が行われるリスクへの対策 2) 目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策 3) 権限のない者によって不正に使用されるリスクへの対策 4) 委託先における不正な使用等のリスクへの対策 5) 不正な提供・移転が行われるリスクへの対策(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) 6) 情報提供ネットワークシステムを通じて目的外の入手が行われるリスクへの対策 7) 情報提供ネットワークシステムを通じて不正な提供が行われるリスクへの対策 8) 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策 9) 従業者に対する教育・啓発
当該対策は十分か【再掲】	[<input type="checkbox"/> 十分である] <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
判断の根拠	システムを利用する必要がある職員を特定し、ユーザーIDによる識別と顔認証を実施することにより、システム上で利用可能な機能を制限し、不正利用が行えない対策を実施している。 上記のほか、特定個人情報を活用する際は、ダブルチェックを行うなど対策を講じている。

変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成29年7月13日	I-5②所属長	住宅建築課長 宮口 明	住宅建築課長 山口 英文	事後	特定個人情報保護評価書見直しに係る変更
平成29年7月13日	表紙 個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言	西海市は、市営住宅管理に関する事務における特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。	西海市は、公営住宅、改良住宅及び特定優良賃貸住宅の管理に関する事務における特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。	事後	特定個人情報保護評価書見直しに係る変更
平成29年7月13日	I-1①事務の名称	市営住宅の管理に関する事務	公営住宅、改良住宅及び特定優良賃貸住宅の管理に関する事務	事後	特定個人情報保護評価書見直しに係る変更
平成29年7月13日	I-1②事務の概要	西海市では、公営住宅法に基づき公営住宅を建設、買取り又は借上げし、住宅に困窮する方に対し、低廉な家賃で賃貸等を行っている。また、住宅地区改良法に基づき改良住宅を建設し、住宅困窮者に対して賃貸している。公営住宅及び改良住宅の賃貸等に当たっては、公営住宅法及び住宅地区改良法の規定に従い、入居者からの収入報告に基づき、月額家賃や敷金を決定する。また、家賃の取滞納や入居者の適正な管理を実施している。	西海市では、公営住宅法及び住宅地区改良法に基づき、住宅困窮者に対し低廉な家賃で住宅の賃貸を行っている。また、特定優良賃貸住宅の供給の促進に関する法律に基づき中堅所得者に対して良質な賃貸住宅を提供している。これらの管理に関する事務を番号法の規定に基づいて実施する。	事後	特定個人情報保護評価書見直しに係る変更
平成29年7月13日	I-3法令上の根拠	●番号法第9条第1項 別表第一 項番19、35、61の2 ●番号法別表第一の主務省令で定める事務を定める命令第18条、第26条	●番号法第9条第1項 別表第一 項番19、35 ●番号法別表第一の主務省令で定める事務を定める命令第18条、第26条、第46条の3	事後	特定個人情報保護評価書見直しに係る変更
平成29年7月13日	I-4②法令上の根拠	(別表第二における情報照会の根拠) :項番31、54 ●番号法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令 別表第二における情報提供及び情報照会の根拠とした各項目における主務省令で定める事務及び情報について、それぞれを定める条項	(別表第二における情報照会の根拠) :項番31、54、85の2 ●番号法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令 :第22条、第28条、第43条の4	事後	特定個人情報保護評価書見直しに係る変更
平成31年1月18日	I-5②長の役職名	住宅建築課長 山口 英文	課長	事後	項目名の変更による記載変更
平成31年1月18日	IVリスク対策	なし	新規記入	事後	シート追加による新規記載
令和7年12月18日	I-2.特定個人情報ファイル名	1. 入居者情報ファイル、2. 同居者情報ファイル、3. 保証人情報ファイル、4. 承継者情報ファイル 5. 宛名基本ファイル 6. 収納履歴ファイル 7. 口座情報ファイル	公営住宅管理情報ファイル	事後	項目名の変更による記載変更
令和8年3月2日	I-3法令上の根拠	●番号法第9条第1項 別表第一 項番19、35、61の2 ●番号法別表第一の主務省令で定める事務を定める命令第18条、第26条、第46条の3	●番号法第9条第1項 別表 27の項 52の項 93の項 ●番号法別表の主務省令で定める事務を定める命令第18条、第26条、第46条の3	事後	特定個人情報保護評価(PIA)の再実施及び新規作成
令和8年3月2日	I-4法令上の根拠	●番号法第19条第7号(特定個人情報の提供の制限)及び別表第二(別表第二における情報提供の根拠):無し(情報提供は行わない。) (別表第二における情報照会の根拠):項番31、54、85の2 ●番号法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令:第22条、第28条、第43条の4	●番号法第19条第8号(特定個人情報の提供の制限)及び別表(別表における情報提供の根拠):無し(情報提供は行わない。) (別表における情報照会の根拠):番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表53の項、76の項、124の項	事後	特定個人情報保護評価(PIA)の再実施及び新規作成
令和8年3月2日	IV-4特定個人情報ファイルの取り扱い	なし	[○]委託しない	事後	特定個人情報保護評価(PIA)の再実施及び新規作成
令和8年3月2日	IV-5特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワーク)	なし	[○]提供・移転しない	事後	特定個人情報保護評価(PIA)の再実施及び新規作成
令和8年3月2日	IV-6情報提供ネットワークシステムとの接続	なし	[○]接続しない(提供)	事後	特定個人情報保護評価(PIA)の再実施及び新規作成
令和8年3月2日	IV-8人為的ミスが発生するリスクへの対策は十分か	なし	十分である	事後	特定個人情報保護評価(PIA)の再実施及び新規作成
令和8年3月2日	IV-8判断の根拠	なし	システムを利用する必要がある職員を特定し、ユーザーIDによる識別と顔認証を実施することにより、システム上で利用可能な機能を制限し、不正利用が行えない対策を実施している。上記のほか、特定個人情報を活用する際は、ダブルチェックを行うなど対策を講じている。	事後	特定個人情報保護評価(PIA)の再実施及び新規作成
令和8年3月2日	IV-11最も優先度が高いと考えられる対策	なし	9) 従業者に対する教育・啓発	事後	特定個人情報保護評価(PIA)の再実施及び新規作成
令和8年3月2日	IV-11当該対策は十分か【再掲】	なし	十分である	事後	特定個人情報保護評価(PIA)の再実施及び新規作成
令和8年3月2日	IV-11判断の根拠	なし	システムを利用する必要がある職員を特定し、ユーザーIDによる識別と顔認証を実施することにより、システム上で利用可能な機能を制限し、不正利用が行えない対策を実施している。上記のほか、特定個人情報を活用する際は、ダブルチェックを行うなど対策を講じている。	事後	特定個人情報保護評価(PIA)の再実施及び新規作成